

県立西宮病院と中央病院の統合再編調整結果(概要)

市・県の主張	調整結果	市(中央病院)の判断基準
1 経営主体・形態		
(市)一部事務組合 (県)県立県営	県立県営 * 運営協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・統合新病院において安定的かつ継続的に医療サービスを提供していくためには安定した経営基盤が必要であり、統合新病院を単独で運営するよりも県立病院全体の中で運営することで、より効率的な経営が可能である。 ・統合新病院の運営について、運営協議会を設置することで、市の意見を表明し、関与できる。 ・市は統合新病院の経営に係る財政的リスクを負わない。(※)
2 用地(場所)		
(市)津門大塚町 (県)津門大塚町	津門大塚町 (アサヒビール工場跡地)	<ul style="list-style-type: none"> ・統合新病院が建設できる規模がある。 ・更地である。 ・交通の利便性がよい。 ・津波災害のリスクが低い。
3-1 用地取得費		
(市)県・市が負担 (県)市からの無償貸与	県が病院事業債で購入し、償還額に係る一般会計繰出金のうち地方交付税措置額を控除した残額を市が負担する。	<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業債(再編・ネットワークに係る特例)を活用することで、6割の負担で用地が取得できる。 ・将来の行政需要に対応するため、統合新病院移転後の当該用地の利用を確保できる。
3-2 整備費		
(市)県・市が病床割で負担 (県)県・市が病床割で負担	県が病院事業債で購入し、償還額に係る一般会計繰出金のうち地方交付税措置額を控除した額を県:市=2:1で負担する。	<ul style="list-style-type: none"> ・中央病院の単独移転計画(H25「新病院基本計画」)での市の負担額よりも少ない負担で、より機能の充実した病院を建設できる。(詳細は、次頁以降参照)
3-3 運営費		
(市)県・市が病床割で負担 (県)県・市が病床割で負担	県が統合新病院に対して他の県立病院に準じて行う一般会計繰出金のうち地方交付税措置額を控除した残額を県:市=2:1で負担する。	<ul style="list-style-type: none"> ・統合新病院は、現在の中央病院の機能(救急、小児、防災などの不採算部門を含む。)を引き継ぐとともに、今後とも、公立病院として必要な医療を提供する。 ・現在の市の一般会計からの繰出金と比較して、統合新病院への負担額は減る。(詳細は、次頁以降参照) ・市の地域防災計画上の役割を統合新病院へ継承する。 ・経営上のリスク(赤字補てんなど)を負う必要がない。(※)